

小城市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 小城市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度(18年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成32年4月 法の一部適用予定
処理区域内人口密度	40.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	3処理区(清水・原田、三日月、芦刈)		
処 理 場 数	3処理場(清水、三日月、芦刈)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成22年3月に公共下水道計画区域を見直し、計画区域面積119haの削減を行い、さらに平成25年度に下水道区域以外について市営浄化槽で整備を行うこととしました。 小城市の下水道汚泥は、「天山地区下水道集団整備事業」に基づき水質検査施設、移動脱水車、共同管理施設を佐賀市久保田町と共同で維持管理、運営及び処理処分を行っています。 また、平成22年5月西佐賀水道企業団と平成28年5月小城市水道と料金の一括徴収へ移行しました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 7㎡まで800円 超過料金 8~50㎡まで1㎡につき150円 51~100㎡まで1㎡につき160円、 101㎡以上は1㎡につき180円(消費税を含まず)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 7㎡まで800円 超過料金 8~50㎡まで1㎡につき150円 51~100㎡まで1㎡につき160円、 101㎡以上は1㎡につき180円(消費税を含まず)				
その他の使用料体系の 概要・考え方	基本料金 7㎡まで800円 超過料金 8~50㎡まで1㎡につき150円 51~100㎡まで1㎡につき160円、 101㎡以上は1㎡につき180円(消費税を含まず)				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,880 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,932 円
	平成26年度	2,970 円		平成26年度	3,028 円
	平成27年度	2,970 円		平成27年度	3,050 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道課は平成28年度現在正規職員14名、派遣職員2名の16名で、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業にあたっています。
事業運営組織	下水道課 工務係と管理係で構成

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター、マンホールポンプ等の維持管理については、民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	無し
	ウ PPP・PFI	無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	土地・施設等利用については、まだ、事業の途中であることから未検討です。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定・公表しました、平成27年度の「経営比較分析表」を添付しています。

2. 経営の基本方針

- ・計画的な事業執行
厳しい財政状況を考慮し、事業完了年度を平成42年度とし、適正な事業計画と財政計画をもとに事業実施を行います。また、平成32年度移行に向け、地方公営企業法の一部適用の準備を進め採算性や透明性を高め経営状況をわかりやすく公開できるよう検討します。
- ・効率的な事業執行
業務の効率化やコスト削減に努めるとともに、維持管理の包括的民間委託やPPP/PFIなどの民間活力の活用について検討します。
- ・財源の確保と利用者負担の適正化
財源の確保と一般会計からの繰り入れについて適正化を図るとともに国の補助や市債などの資金調達を適正に行います。また、経営の健全化を図るため適正な使用料の見直しに取り組みます。
使用料の徴収について、西佐賀水道企業団と平成22年度に、小城市水道課と平成28年度に徴収の一元化を行い収納率向上に努めています。
- ・水洗化の促進
戸別訪問を中心に接続促進を行なうとともに、接続の阻害要因の聞き取り、融資・助成制度の説明や下水道への認識を深めてもらうための広報活動を行い下水道未接続者への周知に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

特定環境保全公共下水道処理区のうち、清水・原田地区処理区は整備率が100%となっていますが、三日月処理区及び芦刈処理区については、まだ整備率が70%に達していないため、平成42年度の事業完了にあわせて事業推進を行います。また、水洗化率の向上に伴い三日月浄化センターの処理施設の増設も検討する必要があります。

また、現在佐賀市と移動脱水車2台を使った集団整備による汚泥脱水を行っていますが、汚水の流入量が増加すれば、三日月浄化センターに固定式の汚泥脱水機の設置も検討しなければならない状況にあります。

② 収支計画のうち財源についての説明

特定環境保全公共下水道事業については社会資本整備総合交付金を活用し、市負担分についてはできる限り市債を充当しながら事業を推進します。

補助事業に係る国庫補助金及び市債収入を平成42年度までと計画しています。また、一般会計からの繰入を減らすため、経費削減の取り組みと使用料収納の改善に取り組めます。

使用料については、町村合併以来使用料の見直しを行っていないため、平成32年度からの企業会計移行にあわせ、安定した経営を行うため使用料の見直しの検討を行います。

また、使用料の収納率を改善するために、水道事業者である西佐賀水道企業団と平成22年度に、小城市水道課と平成28年度に水道使用料と下水道使用料の徴収の一元化を図り、収納率向上のための取り組みを行っています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現在、浄化センター、マンホールポンプの維持管理については、民間委託を行っていますが、今後、経費削減効果等の検証を行いながら包括的民間委託の検討も行います。

職員給与費については、小城市職員の給与に関する条例に、職員の定数に関しては、小城市職員定数条例に準じて行います。

動力費については、係る経費が必ずしも流入量の増加に比例していないため、前年度の実績を参考に予算の確保を行うとともに、施設の増設についても経費を加味します。

また、電気の契約内容の見直しや電力の自由化により有利な電力会社への移行の検討も行います。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、移動脱水車を使った集団整備事業を実施していますが、今後流入量が増加すれば2台ある移動脱水車のうち1台を廃止し、三日月浄化センターに固定式の脱水機を設置するかどうか検討を行います。
投資の平準化に関する事項	建設改良工事は、平成42年度で完了する予定です。今後は、老朽化や耐用年数超過による管渠や城下センターの更新工事を行います。市債の償還期間と減価償却の期間のずれを補うために平準化債の借入も検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	浄化センター、マンホールポンプの維持管理については、引き続き民間業者に委託します。また、包括的民間委託についても今後検討し施設運営費の削減に努めます。
その他の取組	無し

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	小城市においては、平成17年3月に町村合併し、その際使用料の一本化を行っています。合併後11年が経過していますが、これまでに料金改定は行っておらず、経営の健全化を図るためにも使用料の見直しを行う必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	市債については、今後も下水道工事を実施するため元利償還額が多額となるため、一般会計からの繰入に頼っている状況です。
その他の取組	平成32年度地方公営企業法の一部適用を行うことで、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成し、経営状況を明確に把握することで、将来の経営計画策定に取り組みます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、浄化センター、マンホールポンプ等の施設維持管理について民間委託で行っていますが、包括的民間委託についても今後検討し経費削減に取り組めます。
職員給与に関する事項	一般会計における給与制度に準じて設定されています。
動力費に関する事項	電気の契約内容の見直しや電力の自由化による経費削減の検討を行います。
薬品費に関する事項	単価契約や一括購入などにより経費削減に取り組んでいますが、包括的民間委託等による経費削減も検討して行きます。
修繕費に関する事項	長寿命化計画や機能強化計画に基づき、修繕・更新を実施すべく財源確保に努めます。
委託費に関する事項	包括的民間委託業務も含めた委託の見直しを検討します。
その他の取組	接続促進を行い財源確保の取り組みを行います。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成42年度事業完了を見据え、毎年、事業進捗、事業費管理などを行い経営戦略の事後検証、更新を行います。また、収支計画については、平成30年度を目途に見直しを行う予定です。
---------------------	---

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	281,019	237,762	238,477	312,386	327,251	338,156	337,029	326,982	334,799	341,215	363,379	368,325
		(1) 営 業 収 益 (B)	75,562	74,036	72,489	85,130	90,130	95,130	100,130	105,130	110,130	115,130	119,130	119,130
		ア 料 金 収 入	74,983	73,912	72,303	84,900	89,900	94,900	99,900	104,900	109,900	114,900	118,900	118,900
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	579	124	186	230	230	230	230	230	230	230	230	230
		(2) 営 業 外 収 益	205,457	163,726	165,988	227,256	237,121	243,026	236,899	221,852	224,669	226,085	244,249	249,195
	ア 他 会 計 繰 入 金	205,457	163,726	165,988	227,256	237,121	243,026	236,899	221,852	224,669	226,085	244,249	249,195	
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	201,576	202,674	212,477	220,070	221,123	221,356	219,243	216,133	215,729	216,079	215,229	214,609
		(1) 営 業 費 用	90,668	92,651	105,104	100,000	101,000	102,500	103,000	103,000	104,000	105,000	105,000	105,000
		ア 職 員 給 与 費	22,425	27,043	28,064	24,000	24,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	26,000	26,000
		うち 退 職 手 当	2,794	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
		イ そ の 他	68,243	65,608	77,040	76,000	77,000	77,500	78,000	78,000	79,000	79,000	79,000	79,000
		(2) 営 業 外 費 用	110,908	110,023	107,373	120,070	120,123	118,856	116,243	113,133	111,729	111,079	110,229	109,609
ア 支 払 利 息	110,908	110,023	107,373	120,070	120,123	118,856	116,243	113,133	111,729	111,079	110,229	109,609		
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	79,443	35,088	26,000	92,316	106,128	116,800	117,786	110,849	119,070	125,136	148,150	153,716		
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,064,612	721,061	718,985	826,946	561,486	709,907	825,658	679,690	701,909	737,434	768,844	772,217
		(1) 地 方 債	414,200	256,600	266,300	289,000	192,000	245,000	295,000	224,000	225,000	239,000	254,000	254,000
		うち 資 本 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	102,866	168,416	146,230	171,677	145,297	136,232	170,158	182,090	177,009	193,634	174,044	177,417
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	479,832	230,241	248,519	334,000	196,000	298,000	326,000	239,000	266,000	271,000	307,000	307,000
		(6) 工 事 負 担 金	4,629	8,707	1,163	22,600	20,415	26,300	26,500	26,600	25,900	25,800	25,800	25,800
	(7) そ の 他	63,085	57,097	56,773	9,669	7,774	4,375	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	1,141,471	748,398	780,635	880,912	667,414	826,607	943,364	790,499	820,979	862,570	916,994	925,933
		(1) 建 設 改 良 費	966,895	556,739	579,451	670,000	430,000	576,000	675,000	508,000	526,000	552,000	596,000	596,000
		うち 職 員 給 与 費	19,885	27,894	32,551	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	171,314	191,230	201,184	209,912	236,414	249,607	267,364	281,999	294,479	310,070	320,494	329,433
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	3,262	429	0	1,000	1,000	1,000	1,000	500	500	500	500	500		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-76,859	-27,337	-61,650	-53,966	-105,928	-116,700	-117,706	-110,809	-119,070	-125,136	-148,150	-153,716		

収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	2,584	7,751	-35,650	38,350	200	100	80	40	0	0	0	0
積 立 金		(K)	13,378	13,833	2,450	250	200	100	80	40	0	0	0	0
前年度からの繰越金		(L)	16,876	6,082	0	-38,100	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金		(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的支出に充てた地方債		(N)												
収益的支出に当てた他会計繰入金		(O)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(P)	6,082	0	-38,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源		(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支		黒字 (R)	6,082	0	-38,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(N)-(O)	赤字 (S)												
赤字比率	$\left(\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$		75	60	58	73	72	72	69	66	66	65	68	68
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額		(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(U)	75,562	74,036	72,489	85,130	90,130	95,130	100,130	105,130	110,130	115,130	119,130	119,130
地方財政法による資金不足の比率	$\left(\frac{(T)}{(U)} \times 100 \right)$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足		(V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金		(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(X)	75,562	74,036	72,489	85,130	90,130	95,130	100,130	105,130	110,130	115,130	119,130	119,130
健全化法第22条により算定した資金不足率	$\left(\frac{(V)}{(X)} \times 100 \right)$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入残高		(Y)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高		(Z)	6,203,783	6,269,153	6,334,269	6,413,357	6,368,943	6,364,336	6,391,972	6,333,973	6,264,494	6,193,424	6,126,930	6,051,497

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		205,457	163,726	165,988	227,256	237,121	243,026	236,899	221,852	224,669	226,085	244,249	249,195
	うち基準内繰入金	136,629	121,000	137,000	147,000	163,000	174,000	184,000	187,000	189,000	191,000	191,000	191,000
	うち基準外繰入金	68,828	42,726	28,988	80,256	74,121	69,026	52,899	34,852	35,669	35,085	53,249	58,195
資本的収支分		102,866	168,416	146,230	171,677	145,297	136,232	170,158	182,090	177,009	193,634	174,044	177,417
	うち基準内繰入金	5,970	14,000	25,000	25,000	35,000	25,000	25,000	25,000	55,000	55,000	55,000	55,000
	うち基準外繰入金	96,896	154,416	121,230	146,677	110,297	111,232	145,158	157,090	122,009	138,634	119,044	122,417
合 計		308,323	332,142	312,218	398,933	382,418	379,258	407,057	403,942	401,678	419,719	418,293	426,612

経営比較分析表

佐賀県 小城市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	21.52	93.25
1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)			
2,970			

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
45,851	95.81	478.56
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
9,832	2.34	4,201.71

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



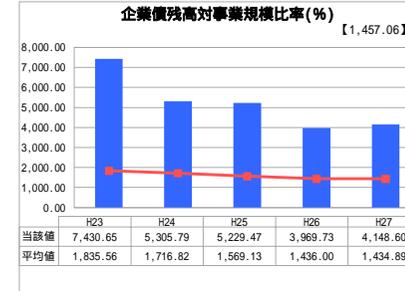
「単年度の収支」



「累積欠損」



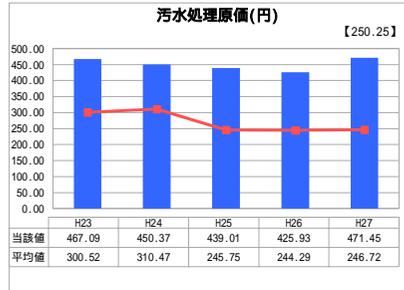
「支払能力」



「債務残高」



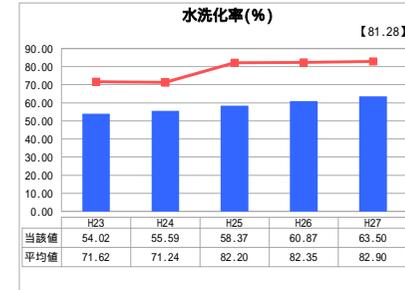
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

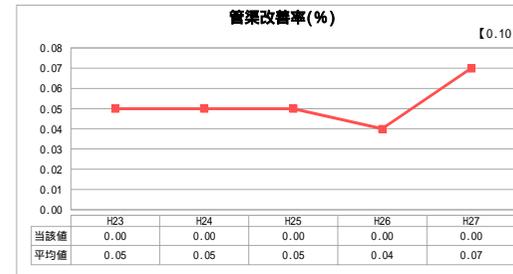
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

当市の特定環境保全公共下水道について、収益的収支比率は改善傾向にあるが、100%を下回っており、経営改善を行う必要がある。
また、企業債残高対事業規模比率において、類似団体と比較して高い傾向にある。今後も面整備による多大な投資が必要であるため、投資規模や料金改定など経営改善を検討する必要がある。
当市では経費回収率、汚水処理原価、施設利用率、水洗化率のいずれも類似団体より非効率な状況となっている。そのため、接続率を向上させ使用料収入を増加させるなど経営改善を行う必要がある。

2. 老朽化の状況について

当市の特定環境保全公共下水道の供用開始は平成11年2月1日以降となっており、下水道管に法定耐用年数を超えるものはない。

全体総括

当市の特定環境保全公共下水道が類似団体と比較して、経営の健全性・効率性の水準が低くなっている原因としては、低い接続率があげられる。接続率が低くなっている要因としては排水設備工事代金が高額にある傾向の処理区が存在し、その処理区の接続率が伸び悩んでいるためである。今後、戸別訪問による接続促進などで改善していく必要がある。
また、使用料改定により経営の健全化を検討しなければならない。

法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。